

平成25年度善通寺市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び善通寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年善通寺市条例第2号）第6条の規定に基づき、平成25年度の善通寺市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成26年9月30日

善通寺市長 平岡政典

I 職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第15条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況

(平成25年度, 単位: 人)

区 分	採用	退 職			前年度実績	
		定年	勸奨	自己都合 その他	採用	退職
一般行政職	5	2	4		3	11
技術職					1	
保育士	3	2			2	1
保健師	1	1				
消防職	2	1	2			1
教育職	2	4		1	4	1
技能労務職		1	1			2
計	13	11	7	1	10	16

(2) 採用試験の実施状況

(平成25年度)

種 類	職 種 等	内 容		備 考
競争試験	一般行政職 保健師	1次試験	筆記試験・適性検査	
		2次試験	口述試験	
		3次試験	口述試験・身体検査	
	消防職	1次試験	筆記試験・適性検査・体力検査	
		2次試験	口述試験	
		3次試験	口述試験・身体検査	
	幼稚園教諭 保育士	1次試験	筆記試験・適性検査	
		2次試験	口述試験・実技試験	
		3次試験	口述試験・身体検査	

(注) 競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をい
い、選考とは特定の者が特定の職につく適格性を有するかどうかを確認する方法をいう。

(3) 採用者数

(平成25年度, 単位: 人)

試験の種類	職 種 等	申込者数	採用者数
競争試験	一般行政職	142	4
	保健師	15	2
	消防職	111	3
	幼稚園教諭	17	2
	保育士	30	1

2 職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人、各年4月1日現在)

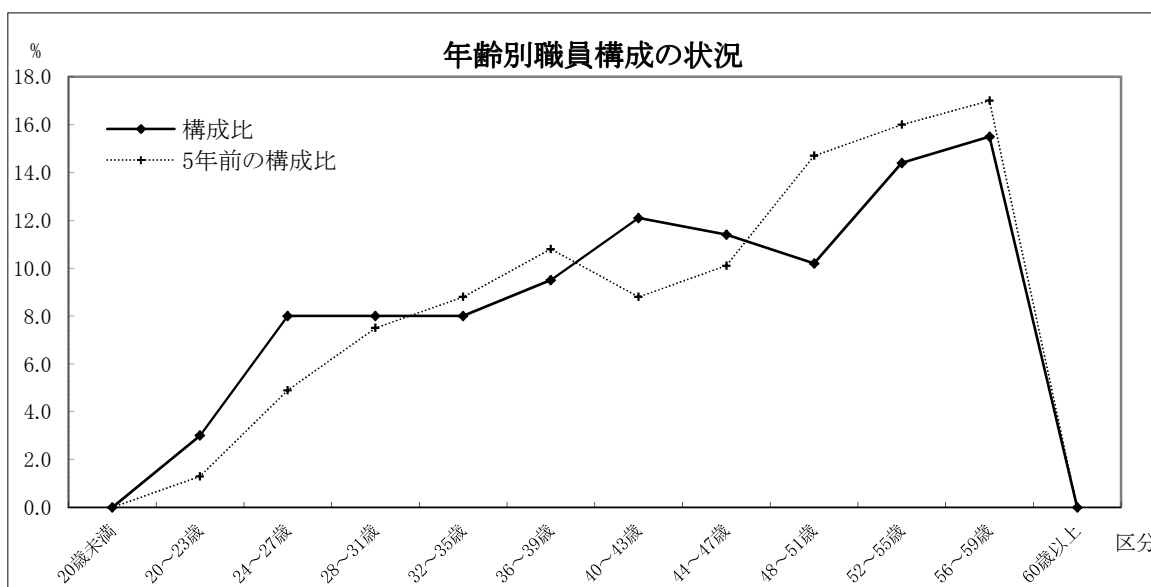
部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			H24	H25		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	業務強化 事務の統廃合、退職者不補充 業務量の増加 退職者不補充 退職者不補充、異動者の不補充 事務の見直し 事務の見直し
		総務	34	35	1	
		税務	13	11	△ 2	
		民生	53	55	2	
		衛生	24	21	△ 3	
		労働	0	0	0	
		農林水産	13	11	△ 2	
		商工	7	6	△ 1	
	土木	20	19	△ 1		
		計	168	162	△ 6	<参考> 人口1万人当たり職員数 48.72 人 類似団体人口1万人当たり職員数 71.57 人
	教育部門	35	38	3	新規採用、業務強化	
	消防部門	36	38	2	新規採用	
	小計	239	238	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.58 人 類似団体人口1万人当たり職員数 94.00 人	
公営企業等会計部門	水道	11	11	0	事務の統廃合 業務強化	
	下水道	7	5	△ 2		
	その他	9	10	1		
	小計	27	26	△ 1		
合計		266 [273]	264 [273]	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 79.40 人	
定数外職員数		341	318	△ 23	事務の見直し、雇用形態の見直し	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長は含まない)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況

(平成25年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	8人	21人	21人	21人	25人	32人	30人	27人	38人	41人	0人	264人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%，各年4月1日現在)

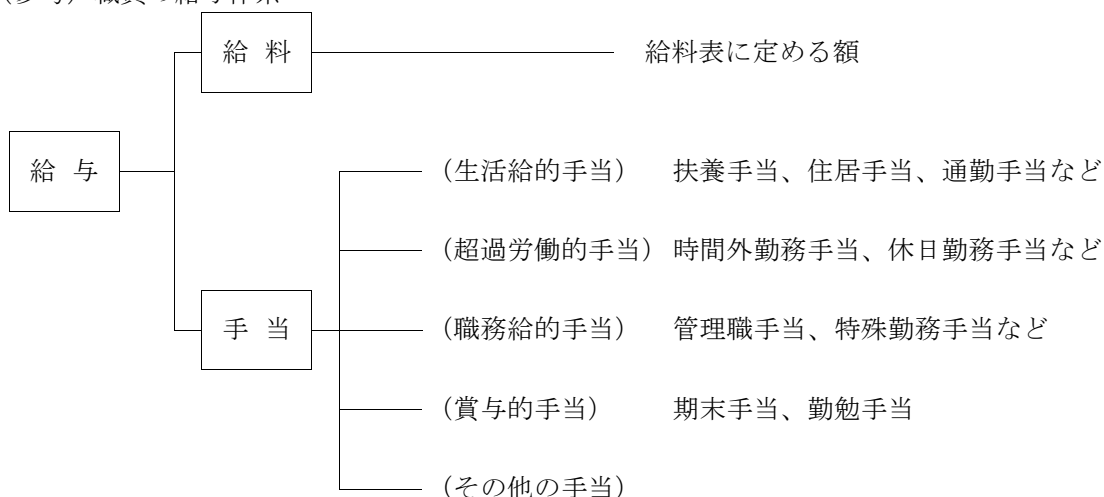
部門別 \ 年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	195	180	178	172	168	162	△ 33 (▲16.9%)
教育	43	41	31	31	35	38	△ 5 (▲11.6%)
消防	35	34	35	37	36	38	3 (8.6%)
普通会計計	273	255	244	240	239	238	△ 35 (▲12.8%)
公営企業会計等計	33	31	30	28	27	26	△ 7 (▲21.2%)
総合計	306	286	274	268	266	264	△ 42 (▲13.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数（教育長は含まない）。

II 職員の給与に関すること

職員（技能労務職職員及び企業職職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第24条第3項、第6項、第1項）。

(参考) 職員の給与体系



1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算） (平成25年度)

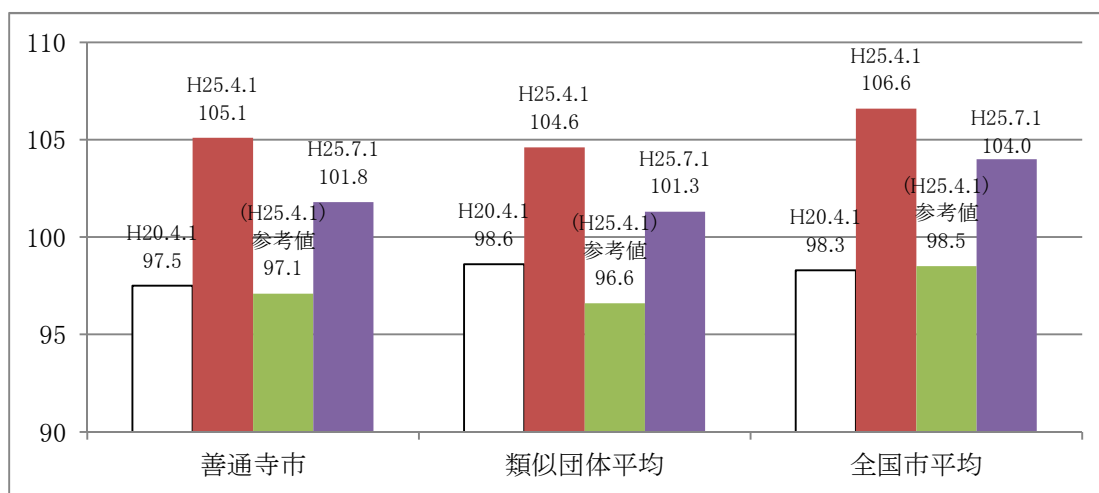
住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 24年度の 人件費率
人 33,018	千円 12,929,624	千円 660,789	千円 2,361,817	% 18.3	% 18.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算） (平成25年度)

職員数 A	給 与 費				一人当たりの給与費 (B/A)
	給 料	職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	計 B	
人 238	千円 902,189	千円 132,863	千円 334,540	千円 1,369,592	千円 5,755

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 参考値とは、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
善通寺市	43.8 歳	333,483 円	378,745 円	361,523 円
香川県	44.5 歳	342,719 円	409,935 円	363,436 円
国	43.1 歳	332,446 円	-	405,463 円
		(307,220) 円	-	(376,257) 円
類似団体	42.8 歳	322,051 円	372,860 円	347,747 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
普通寺市	52.7 歳	363,600 円	411,928 円	378,671 円
うち清掃職員	50.3 歳	358,980 円	422,900 円	377,880 円
うち給食調理員	58.7 歳	375,150 円	384,450 円	380,650 円
香川県	53.4 歳	342,454 円	369,776 円	352,058 円
国	49.9 歳	286,850 円	-	325,400 円
		(272,119) 円	-	(309,534) 円
類似団体	49.3 歳	309,919 円	334,443 円	322,272 円

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
普通寺市	45.7 歳	333,700 円	352,571 円
香川県	45.4 歳	381,887 円	415,181 円
類似団体	42.2 歳	309,549 円	329,032 円

④消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
普通寺市	40.6 歳	312,900 円	375,838 円
類似団体	38.2 歳	288,655 円	351,347 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」(国比較ベース)の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況

(平成25年4月1日現在)

区 分		普通寺市	香川県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	163,987(172,200)円
	高校卒	140,100円	144,500円	133,418(140,100)円
技能労務職	高校卒	140,100円	133,100円	-
	中学卒	-	125,400円	-
教育職	大学卒	172,200円	199,700円	-
	高校卒	-	154,900円	-
消防職	大学卒	178,800円	-	-
	高校卒	144,500円	-	-

- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成25年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	278,800 円	324,700 円	365,800 円	388,500 円

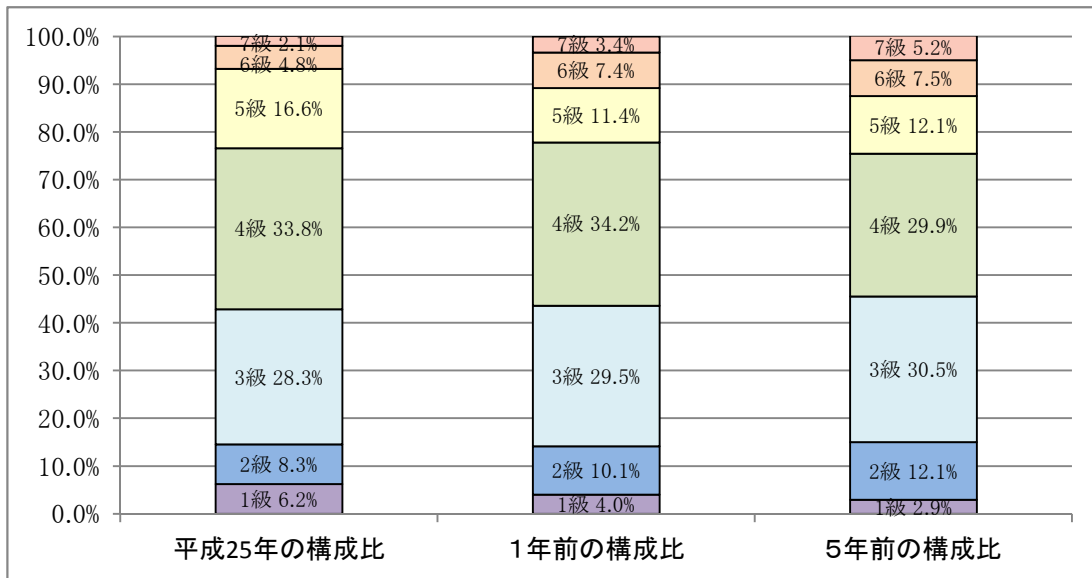
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長	3 人	2.1 %
6 級	課長	7 人	4.8 %
5 級	課長・主幹	24 人	16.6 %
4 級	課長補佐・副主幹	49 人	33.8 %
3 級	係長・主任主事	41 人	28.3 %
2 級	主事	12 人	8.3 %
1 級	主事	9 人	6.2 %

(注) 1 善通寺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



4 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

善通寺市	国
1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,403 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(2) 退職手当

(平成25年4月1日現在)

善 通 寺 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり 平均支給額			退職時特別昇給		
23,808 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成25年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			47 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			47,172 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
高松市	1.5%	1	3.0%

(4) 特殊勤務手当

(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		7,000 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度)		78,652 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		36 %		
手当の種類(手当数)		13 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税事務に従事する職員の特殊勤務手当	税務職	市税の徴収事務従事	80 千円	月額3,500円
		市税の賦課事務従事		日額180円 半日100円
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職 看護保健職	感染症患者の救護、感染症菌の付着した物件の処理作業	0 千円	1件1,000円
し尿及びごみ処理に従事する職員の特殊勤務手当	清掃職員 (技能労務職)	し尿処理に従事	1,680 千円	日額1,600円 半日 800円
		ごみ処理に従事		日額1,400円 半日 700円
		大型自動車運転に従事		月額3,500円
		普通自動車運転に従事		月額2,800円
		精勤手当		月額5,000円
		年末年始し尿処理		日額1,680円 半日840円
行旅病人の収容に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	病人の収容	0 千円	1件1,500円
		死人の収容		1件5,000円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	社会福祉課勤務(生活保護)	1273 千円	月額5,250円
	福祉職	保育所勤務の保育士		月額3,150円
	一般行政職	人権課勤務(同和対策)		指導監督者等月額4,200円 その他の職員月額3,500円
	隣保館勤務	隣保館勤務		指導監督者等月額4,200円 その他の職員月額3,500円
保健師業務に従事する職員の特殊勤務手当	看護・保健職	保健師で家庭訪問に従事	113 千円	月額2,450円
自動車運転整備に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	貨物自動車の運転整備業務	0 千円	月額1,750円

徴収事務に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	住宅使用料の徴収事務に従事	0 千円	日額180円 半日100円
測量及び現場指導監督業務等に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	測量及び現場指導監督業務	105 千円	日額180円 半日100円
消防業務に従事する職員の特殊勤務手当	消防職	危険手当(隔日勤務者)	3,196 千円	月額 2,450円
		危険手当(平常勤務者)		月額 1,400円
		水火災等の消防(当番)		1回 280円
		水火災等の消防(非番)		1回 420円
		救急業務(当番)		1回 210円
		救急業務(非番)		1回 320円
		隔日勤務者で深夜勤務従事		5時間超 1勤務550円 5時間未満 1勤務360円 2時間未満 1勤務290円
市営住宅の管理業務に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	市営住宅の維持管理業務	504 千円	月額 5,250円
給食業務に従事する職員の特殊勤務手当	技能労務職	給食業務の調理作業に従事	44 千円	月額 1,750円
犬・ねこ等死体収集作業に従事する職員の特殊勤務手当	清掃職員	犬・猫等死体収集作業に従事	5 千円	1件 400円

(5) 時間外勤務手当

(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)	46,718 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度)	185 千円
支給実績(平成24年度決算)	38,935 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度)	153 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当及び夜間勤務手当を含む

(6) その他の手当

(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度)
扶養手当	配偶者13,000円 子6,500円等	同	—	28,413 千円	225,500 円
住居手当	家賃補助限度額27,000円	同	—	10,942 千円	287,943 円
通勤手当	5Km未満2,000円 10Km未満4,100円等	同	—	8,885 千円	45,332 円
管理職手当	部長80,900円 課長62,700円 60,200円等	異	支給金額	31,243 千円	710,059 円

5 特別職の報酬等の状況

(平成25年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
		(参考) 類似団体における最高/最低額	
給 料	市 長	672,000 円 (840,000 円)	989,000 円 / 259,000 円
	副 市 長	573,000 円 (675,000 円)	816,000 円 / 483,000 円
報 酬	議 長	510,000 円	545,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	455,000 円	474,000 円 / 200,000 円
	議 員	430,000 円	450,000 円 / 180,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(25年度支給割合)	2.95 月分
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合)	2.95 月分
退 職 手 当	市 長	(算定方法) ((給料月額×0.588×勤続年数)+(給料月額×5×勤続年数))×30/100	(支払時期) 任期毎
	副 市 長	((給料月額×0.588×勤続年数)+(給料月額×3×勤続年数))×30/100	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職職員及び企業職職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第24条第4項、第6項）。

1 勤務時間 （平成25年4月1日現在）

開始時刻	午前8時30分
終了時刻	午後5時15分
休憩時間	1時間
週休日	土曜日・日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

（注）1 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第34条の規定により労働時間が6時間を超える場合に少なくとも45分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）

2 職場等により、上記と異なる場合があります。

2 その他の勤務条件

(1) 休暇 （平成25年4月1日現在）

休暇の種類	事由	期間	給料
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合	・公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給
		・私傷病の場合 90日	
特別休暇（主なもの）	女性職員の出産	産前6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）、産後8週間	有給
	子の看護のための休暇	一の年において5日以内 2人以上の場合は10日	有給
	職員の結婚	連続する7日以内	有給
	忌引	配偶者・父母が死亡した場合（7日以内）等	有給
介護休暇	配偶者・父母等を介護する場合	6月の期間内で必要と認められる期間	無給

(2) 育児休業制度 （平成25年4月1日現在）

休暇の種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができますとされています（同法第29条）。

1 分限の状況 (平成25年度)

内 容	人 数	処 分 事 由
休 職	1人	心身の故障のため

2 懲戒処分の状況 (平成25年度)

内 容	人 数	処 分 事 由
該当者なし		

V 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第30条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同32条）、信用失墜行為の禁止（同33条）、職務上知り得た秘密を守る義務（同34条）、職務に専念する義務（同35条）、政治的行為の制限（同36条）、争議行為等の禁止（同37条）、営利企業等の従事制限（同38条）などさまざまな制約が課されています。

営利企業等従事許可の状況 (平成25年度)

内 容	件 数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	0件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	0件

VI 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第39条）。

また、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければなりません（地方公務員法第40条第1項）。

1 職員の研修

(平成25年度)

【職場研修】

研 修 名	期 間・対 象 者 等	受 講 人 数
勤務評定者研修	1日：管理監督者	53人
若手職員研修	1日：若手職員	21人
職場の安全衛生のための管理者研修	1日：安全衛生推進者	41人
人権研修	3日：全職員(非正規職員を含む)	439人

【職場外研修】

区 分	研 修 名	期 間	受 講 人 数
一 般 研 修	初任者研修（前期）	10日	6人
	初任者研修（後期）	2日	6人
	初任者研修（保育士・幼稚園教諭）	2日	5人
	市町3年目職員研修	1日	4人
	一般職員研修（全体研修）	2日	2人
	一般職員研修（指定研修）	1日	2人
	係長級（監督者）研修	3日	3人
	係長級（主査等）研修	1日	6人
	課長補佐級研修	2日	6人
	課長級研修	2日	7人
特 別 研 修	八市職員防災研修	2日	3人
	電話応対コンクール	4日	1人
	瀬戸内中讃定住自立圏域職員合同研修	1日	21人
派 遣 研 修	市町村国際文化研修所研修	1～13日	6人
	全国建設研修センター研修	4日	1人
	香川縣市町職員研修センター研修（各種選択研修）	1～2日	17人
	日本経営協会研修	2日	2人
	早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会	1年間	3人

2 勤務評定の概要

(平成25年4月1日現在)

(1) 勤務成績の評定制度の概要

評 定 者	市長・副市長・部長・課長			
対 象 者	全職員			
評 定 者		(第一評定者)	(第二評定者)	(最終評定者)
	部長級	副市長	—	市長
	課長級	部長	副市長	市長
	課長補佐級	課長	部長	市長
	係長級	課長	部長	市長
一般職員	課長	部長	市長	

(2) 勤務成績の評定結果の活用

勤務成績の評定結果は、昇任・昇格や人事異動の参考にしており、勤勉手当の成績率に反映しています。

VII 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（財）香川縣市町村職員互助会、善通寺市職員共済会に加入しています。

福利厚生の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分	内 容
職員の保健等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・一般定期健診 ・人間ドック ・給食調理員健康診断
共 済 組 合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期給付 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○ 長期給付 老後の経済生活を支援するための給付 ○ 福祉事業 保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業
善 通 寺 市 職 員 共 済 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・医療福祉事業（人間ドック助成、インフルエンザ予防接種助成） ・共済給付事業（結婚給付・弔慰給付など） ・その他福利厚生事業
香川縣市町村 職 員 互 助 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容 人間ドック等助成金、入学祝金、死亡一時金など

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務中あるいは通勤途上で死亡し、または負傷や疾病により障害を負った場合などには、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第45条第1項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況 (平成25年度)

公 務 災 害	通 勤 災 害	計
1件	0件	1件

3 措置要求・不服申し立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第46条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは不服申し立てをすることができます（同第49条の2第1項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	平成24年度末 継続件数	平成25年度内 要求件数	平成25年度内 処理件数	平成25年度内 継続件数
給与	0件	0件	0件	0件
旅費	0件	0件	0件	0件
勤務時間	0件	0件	0件	0件
休暇	0件	0件	0件	0件
その他	0件	0件	0件	0件
計	0件	0件	0件	0件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

申立の内容		平成24年度末 継続件数	平成25年度内 要求件数	平成25年度内 処理件数	平成25年度内 継続件数
分 限 処 分	降給	0件	0件	0件	0件
	降任	0件	0件	0件	0件
	休職	0件	0件	0件	0件
	免職	0件	0件	0件	0件
懲 戒 処 分	戒告	0件	0件	0件	0件
	減給	0件	0件	0件	0件
	停職	0件	0件	0件	0件
	免職	0件	0件	0件	0件
その他		0件	0件	0件	0件
計		0件	0件	0件	0件